

公益社団法人 日本医療ソーシャルワーカー協会 調査研究倫理指針

第1条（目的）

公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会（以下、「当会」という。）の会員は、定款第11条第1項により社員総会で定められた倫理綱領を遵守すべき義務を負っているところ、会員が保健医療分野における社会福祉に関する調査研究（以下「ソーシャルワーク調査・研究」という）を実施する際の行動基準および判断基準を明確にするため、本指針を定める。

第2条（遵守義務）

会員は、「ソーシャルワーク調査・研究」のために資料を収集し、研究発表または報告を行うにあたり、良識と職業倫理が求められることを自覚し、倫理綱領および本指針に則って行動しなければならない。

第3条（指針内容）

当会は、指針内容を次のとおり定める。

1. 引用

- (1)「ソーシャルワーク調査・研究」は、先行業績の上に新たな知見を積み重ねることであるから、会員は、先行業績の検討に際し、自説と他説とを峻別することが重要であることを認識し、これを怠った場合に盗作もしくは剽窃となることを自覚しなければならない。
- (2)他説の引用は厳格であるべきであり、既に古典となった場合を除き、原著作者名・文献・出版社・出版年・引用箇所を明示しなければならない。
- (3)長文にわたり引用し、または図表を転載する場合は、原則として、出版社または原著作者の承諾を得なければならない。
- (4)引用する場合は出来る限り原典に基づくものとし、原典が入手できないなどやむを得ない事由がある場合にのみ、いわゆる「孫引き」が許されるものとする。

2. 事例研究

- (1)会員が自ら実践したソーシャルワークの実例（以下「自験例」という）および社会福祉実践の既存データを活用して研究する場合は、ソーシャルワークの対象者を特定できないように匿名化して使用しなければならない。実例を加工して研究発表または報告を行う場合はその旨を明示しなければならない。
- (2)ソーシャルワークの対象者が実名の公表について書面により承諾している場合において、会員が匿名化せずに公表する必要があると判断するときは、その旨を明示しなければならない。
- (3)自験例を使用して口頭発表しようとする場合は、自験例のクライアントに対し、自らの意思によって公表についての諾否を決定することができること、承諾しないことにより何ら不利益を被ることがないこと、一旦承諾した後いつでも承諾を取り消すことができることを明確に説明したうえで、事前にクライアントの承諾を得なければならない。
- (4)第三者が実践したソーシャルワークの実例を使用する場合は、「引用」における規定が適用されるものとする。

3. 調査

- (1) 会員が、ソーシャルワーク調査・研究のために当会を通じて事例研究、アンケート、面接調査等を実施しようとする場合には、当会の倫理審査委員会による審査を受けなければならない。
- (2) 会員は、前(1)の審査を経たうえで調査等を実施する場合、調査対象者に対し、事前に研究の目的・内容・予想される結果などについて説明を行うとともに、自らの意思によって調査・研究の参加・拒否を決定することができること、承諾しないことにより何ら不利益を被ることがないこと、一旦承諾した後いつでも承諾を取り消すことができることを明確に説明したうえで、調査対象者の承諾を得なければならない。なお、会員は、調査対象者に不必要な負担、苦痛や不利益をもたらすことが予見される場合には、研究計画を変更しなければならない。
- (3) 調査のために使用する調査用紙(質問紙)の文言は、調査対象者の名誉やプライバシー等の人権を侵害するものであってはならない。
- (4) 会員は、理由の如何を問わず、調査結果を改竄してはならない。
- (5) 会員は、調査研究過程について説明を求められた場合に対応すべく、調査研究過程の詳細を記録に残さなければならない。
- (6) 医療または介護サービス等を提供する機関から資料を収集する場合には、その機関において資料提供に関する責任のある管理者の許諾を得なければならない。
- (7) 会員は、調査用紙(質問紙)および結果データの開示要求に対応すべく、調査実施日から最低5年間は保存しなければならない。
- (8) 会員は、第三者が行った調査で使用された調査用紙(質問紙)の全部または一部を使用する場合には、その旨を明示しなければならない。

4. 研究費

- (1) 外部資金(研究費)を導入して研究する場合、会員は、その会計を明瞭にし、研究目的に合致した予算を立て、予算どおりに研究費を費消するように努めるとともに、支出に関する領収書などの証拠書類の整理保存に努める。
- (2) 会員は、理由の如何を問わず研究費を不正使用してはならない。
- (3) 会員は、研究費の供与機関および導入機関の定める執行規程を遵守しなければならない。

5. 用語

- (1) 研究業績を著書・論文・口頭等で発表する場合に、研究目的を外れて不適切と判断される恐れのある用語を使用してはならない。ただし、引用文中の語についてはこの限りではないが、その旨を明示しなければならない。
- (2) 会員は、差別的表現とされる用語や社会的に不適切と判断される恐れのある用語に関して理解を深めなければならない。

附則

- 1 この指針は、2015年9月6日より施行する。